

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正に
ついて

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程を次のように改正する。

2023年（令和5年）3月17日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将 宏

1 一部改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2023年（令和5年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、地方公務員法の一部が改正され、所要の改正をする必要による。

庁 中 一 般

出先機関一般

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する規程

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成21年4月1日教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年藤沢市条例第19号）附則第7項又は第8項の規定により採用された職員をいう。）は、この訓令による改正後の藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程第2条第1項に規定する地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、当該訓令の規定を適用する。

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程(平成21年教育委員会訓令甲第1号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程 平成21年4月1日 教委訓令甲第1号</p> <p>(対象職員の範囲及び勤務時間等)</p> <p>第2条 勤務時間等について、特例の対象となる職員の範囲及び勤務時間等は、別表第1(地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条の4第1項</u>の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。))のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間で任用されるものにあつては別表第2、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものにあつては別表第3、地方公務員法第22条の2第1項第1に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))にあつては別表第4)のとおりとする。</p> <p>2 別表第2の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は3</p>	<p>○藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程 平成21年4月1日 教委訓令甲第1号</p> <p>(対象職員の範囲及び勤務時間等)</p> <p>第2条 勤務時間等について、特例の対象となる職員の範囲及び勤務時間等は、別表第1(地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第28条の4第1項又は第28条の5第1項</u>の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。))のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間で任用されるものにあつては別表第2、<u>再任用短時間勤務職員</u>のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものにあつては別表第3、地方公務員法第22条の2第1項第1に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))にあつては別表第4)のとおりとする。</p> <p>2 別表第2の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は3</p>

1時間で任用されるものについて準用する。この場合において、同表対象職員の欄中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と読み替えるものとする。

- 3 別表第3の規定は、育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)又は任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものについて準用する。この場合において、同表対象職員の欄中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるもの」と、同表勤務時間及びその割振りの欄中「15時間30分から31時間まで」とあるのは「育児短時間勤務職員等にあつては19時間25分から24時間35分まで、任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものにあつては31時間まで」と、「62時間から124時間まで」とあるのは「育児短時間勤務職員等にあつては77時間40分から98時間20分まで、任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものにあつては124時間まで」と、「124時間から248時間」とあるのは「育児短時間勤務職員等にあつては154時間から196時間40分まで、任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以

1時間で任用されるものについて準用する。この場合において、同表対象職員の欄中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と読み替えるものとする。

- 3 別表第3の規定は、育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)又は任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものについて準用する。この場合において、同表対象職員の欄中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるもの」と、同表勤務時間及びその割振りの欄中「15時間30分から31時間まで」とあるのは「育児短時間勤務職員等にあつては19時間25分から24時間35分まで、任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものにあつては31時間まで」と、「62時間から124時間まで」とあるのは「育児短時間勤務職員等にあつては77時間40分から98時間20分まで、任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものにあつては124時間まで」と、「124時間から248時間」とあるのは「育児短時間勤務職員等にあつては154時間から196時間40分まで、任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間

外の時間で任用されるものにあつては248時間まで」と読み替えるものとする。

- 4 所属長は、別表第1、別表第2又は別表第3の規定により、所属長が定めることとされる事項を定める際は、教育総務課長に合議しなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年藤沢市条例第19号）附則第7項又は第8項の規定により採用された職員をいう。）は、この訓令による改正後の藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程第2条第1項に規定する地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、当該訓令の規定を適用する。

で任用されるものにあつては248時間まで」と読み替えるものとする。

- 4 所属長は、別表第1、別表第2又は別表第3の規定により、所属長が定めることとされる事項を定める際は、教育総務課長に合議しなければならない。